

令和3年5月11日  
10時00分～12時(予定)  
オンライン会議

令和3年度 第1回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

1 開会

2 保健福祉部長挨拶

3 障害者施策課長挨拶

4 委員自己紹介及び幹事紹介

5 会長及び副会長の指名

6 会長挨拶

7 報告及び検討

① 杉並区地域自立支援協議会について …資料 3・4

② シンポジウムについて

③ 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

(2) 地域移行促進部会

(3) 働きかたサポート部会

(4) 高齢・障害連携部会

(5) 計画部会

④ 障害者の相談窓口等の変更について …資料5・6

～～～ 休憩 5分 ～～～

⑤ 新型コロナワクチン接種について …資料7

⑥ 地域生活支援拠点について …資料8-1～5

⑦ <sup>いけんこうかん</sup>意見交換

(1)「<sup>きかんそうだんしえん</sup>基幹相談支援センター」の<sup>やくわり</sup>役割や<sup>ぎょうむとう</sup>業務等について(説明) …資料9・10

(2)委員からの<sup>いけん</sup>ご意見・<sup>しつもん</sup>質問・<sup>いけんこうかん</sup>意見交換

8 <sup>たれんらくじこうとう</sup>その他(連絡事項等)

・<sup>じかい</sup>次回の<sup>にっぺい</sup>日程 <sup>がつちゆうじゆん</sup>7月中旬を<sup>よてい</sup>予定 (詳細は<sup>しやうさい</sup>追って<sup>おれんらく</sup>ご連絡いたします)

・<sup>た</sup>その他

<sup>はいふしりょう</sup>  
<配布資料>

<sup>しりょう</sup>資料1 <sup>しだい</sup>次第

<sup>しりょう</sup>資料2 <sup>だい</sup>第8期<sup>きちいき</sup>地域<sup>じつしえん</sup>自立支援<sup>きょうぎ</sup>協議会<sup>かい</sup>委員<sup>いん</sup>名簿<sup>めいぼ</sup>

<sup>しりょう</sup>資料3 <sup>すぎなみくち</sup>杉並区<sup>きちいき</sup>地域<sup>じつしえん</sup>自立支援<sup>きょうぎ</sup>協議会<sup>かい</sup>について

<sup>しりょう</sup>資料4 <sup>ほんかい</sup>本会・<sup>かくぶかい</sup>各部会のスケジュール

<sup>しりょう</sup>資料5 <sup>しょうがい</sup>障害の<sup>そうだん</sup>相談<sup>まどぐち</sup>窓口等<sup>へんこう</sup>の変更について

<sup>しりょう</sup>資料6 <sup>ちいき</sup>地域<sup>せいかつしえん</sup>生活支援<sup>きよてん</sup>拠点<sup>ず</sup>イメージ図

<sup>しりょう</sup>資料7 <sup>しんがた</sup>新型コロナウイルス<sup>せつしゆ</sup>ワクチン接種について

<sup>しりょう</sup>資料8-1 <sup>ちいき</sup>地域<sup>せいかつしえん</sup>生活支援<sup>きよてん</sup>拠点等<sup>きゆう</sup>の機能<sup>にな</sup>を担<sup>じぎょうしょ</sup>う事業所<sup>とど</sup>の届<sup>で</sup>け出について

<sup>しりょう</sup>資料8-2 <sup>ちいき</sup>地域<sup>せいかつしえん</sup>生活支援<sup>きよてん</sup>拠点等<sup>きゆう</sup>の機能<sup>にな</sup>を担<sup>じぎょうしょ</sup>う事業所<sup>とど</sup>の届<sup>で</sup>出書

<sup>しりょう</sup>資料8-3 <sup>すぎなみくち</sup>杉並区<sup>いせいかつしえん</sup>地域生活支援<sup>きよてん</sup>拠点<sup>きんきゆう</sup>における緊急時<sup>じ</sup>対応<sup>たいおう</sup>について

<sup>しりょう</sup>資料8-4 <sup>きんきゆう</sup>緊急時<sup>じ</sup>対応<sup>たいおう</sup>計画書(案)

<sup>しりょう</sup>資料8-5 <sup>せいかつじやうきやうひやう</sup>生活状況票(案)

<sup>しりょう</sup>資料9 <sup>きかん</sup>基幹<sup>そうだん</sup>相談<sup>しえん</sup>支援<sup>かかり</sup>係<sup>じぎょう</sup>事業<sup>けいかく</sup>計画

<sup>しりょう</sup>資料10 <sup>きかん</sup>基幹<sup>そうだん</sup>相談<sup>ないやう</sup>内容<sup>けんすう</sup>、件数等<sup>しりょう</sup>の資料

## 資料2

## 第8期前期 杉並区地域自立支援協議会委員名簿

令和3年4月末現在

NO.		委員氏名	団体名等	備考
1	継続	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
2	継続	奴田原 直裕	こもれびカウンセリングルーム	障害当事者
3	継続	能勢 豊	ピア相談員(すまいる高井戸)	
4	継続	木村 晃子	パーソルサンクス(株)	
5	新規	田邊 大樹	都立中野特別支援学校(高等部)	教育関係者
6	継続	島田 裕次郎	都立永福学園肢体不自由教育(高等部)	教育関係者
7	継続	平 由美	杉並区社会福祉協議会	権利擁護関係者
8	新規	水見 真敏	杉並区障害者雇用支援事業団	就労支援関係者
9	継続	吉本 光希	社会福祉法人同愛会 東京事業本部(杉並地域)	サービス事業所
10	継続	中元 直樹	精神障害者地域生活支援すぎなみ会議(グループホームネスト)	
11	継続	白瀧 則男	社会福祉法人いたるセンター(グループホーム)	
12	継続	相田 里香	ケアマネ協議会	高齢分野
13	新規	小林 敬	地域包括支援センター(ケア24阿佐ヶ谷)	
14	継続	継 仁	杉並区医師会	保健医療関係者
15	新規	野瀬 千亜紀	すまいる荻窪	相談支援事業所 (すまいる)
16	継続	石井 真由美	すまいる高円寺	
17	継続	春山 陽子	すまいる高井戸	
18	継続	下田 一紀	すぎなみ相談支援連絡会(杉並障害者自立生活支援センターすだち)	特定相談支援事業所
19	継続	修理 美加沙	すぎなみ相談支援連絡会(やどり木)	
20	継続	早野 節子	すぎなみ相談支援連絡会(相談支援事業所かすみ草)	
21	継続	小佐野 啓	あおばケアセンター	一般相談支援事業所
22	継続	永田 直子	障害者団体連合会	家族
23	新規	池部 典子	障害者団体連合会	
24	新規	池部 弘子	非営利活動法人 ももの会	

NO.		幹事氏名	役職
1	新規	山田 恵理子	保健福祉部障害者施策課長
2	継続	植田 敏郎	保健福祉部障害者生活支援課長
3	継続	犬飼 かおる	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
4	新規	喜多川 和美	保健福祉部長

NO.		事務局氏名	所属
1	継続	池田 恵子	障害者施策課基幹相談支援係長
2	新規	永沢 文子	障害者施策課障害者保健担当係長
3	継続	ジングナー 弘美	障害者生活支援課就労支援担当係長
4	継続	佐々木 夏枝	高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長
5	継続	星野 健	障害者施策課基幹相談支援係
7	継続	齋藤 美紀	障害者施策課基幹相談支援係

# 杉並区地域自立支援協議会について



# <法的根拠など>

障発0328第8号 平成25年3月28日  
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営要綱

## 第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

## 第2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

### 1 協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。(第89条の3第1項)
- (2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(同条第2項)

### 2 市町村障害福祉計画

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(第88条第8項)

### 3 都道府県障害福祉計画

(省略)

## 第3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

### 1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

### 2 設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

### 3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

## 4 主な機能

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等



## <協議会の主な役割>

- 相談支援体制について、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化をはかる役割が「協議会」である
- 障害福祉計画の推進状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行う
- 障害者虐待防止において、その体制を整備し、関係機関でネットワークを構築、強化を図る

## <地域自立支援協議会の機能>

### 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

### 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方の対する協議、調整

### 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

### 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

### 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

### 評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

杉並区地域自立支援協議会設置要綱 平成19年3月29日杉並第88517号  
改正 平成26年3月24日杉並第66342号

第2条 障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進するため、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする

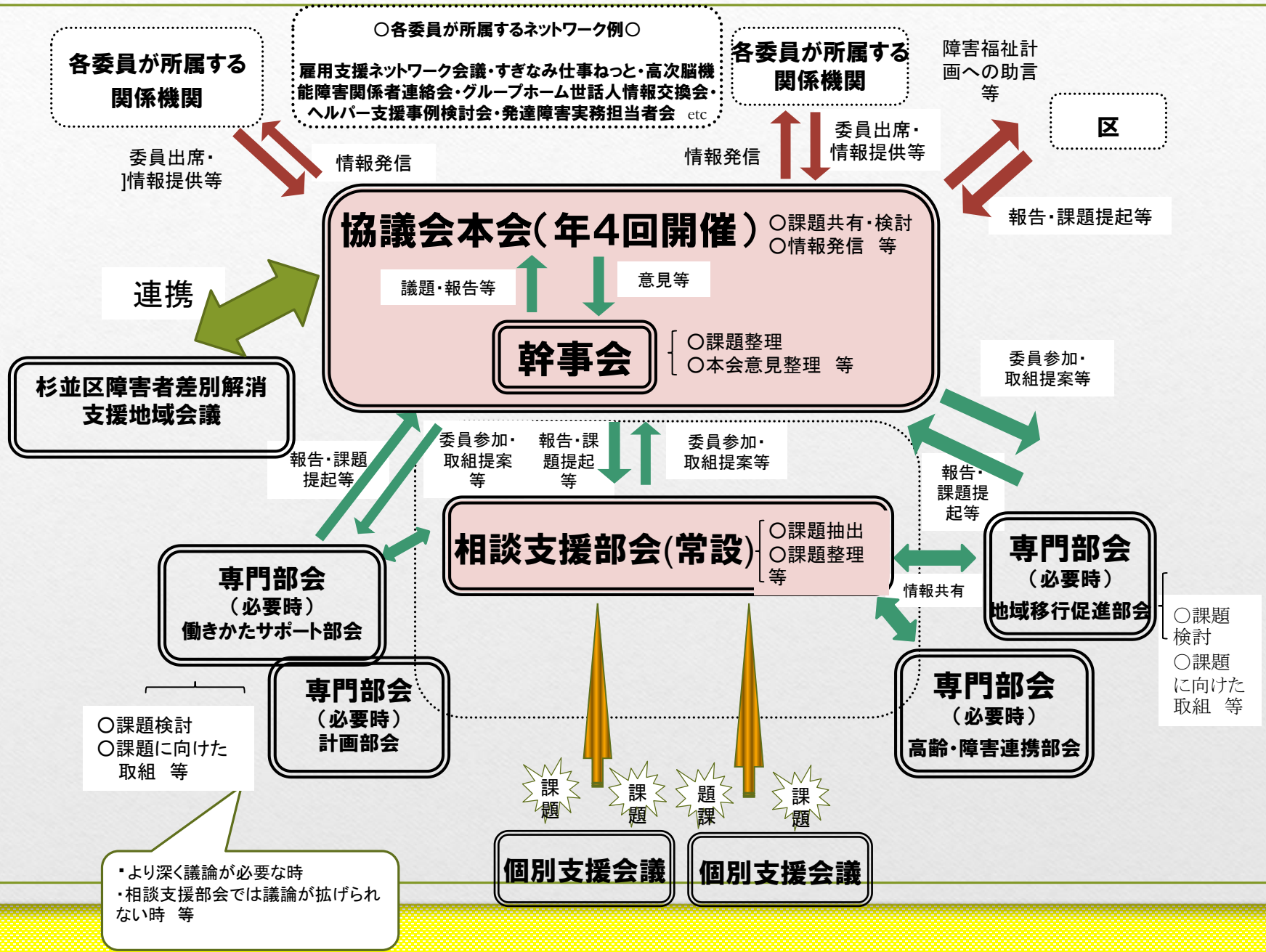
第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する

- (1)保健医療関係者1人 (2)教育関係者3人以内 (3)就労関係者1人
- (4)権利擁護関係者1人 (5)障害当事者3人以内 (6)学識経験者1人
- (7)サービス事業者4人以内 (8)相談支援事業所6人以内

第6条 協議会は公開とする

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課において処理する

# 地域自立支援協議会の体制



## <本会の取り組み>

### 第1期

(平成19,20年度)

- ・保健福祉計画改定に向けて、専門部会の報告と検討
- ・「あってよかった自立支援協議会にするためには」

### 第2期

(平成21,22年度)

- ・相談支援体制の整備、福祉と教育の連携、成年後見制度との連携など課題
- ・部会活動を通して、自立支援の課題が明らかに

### 第3期

(平成23,24年度)

- ・地域における課題(虐待防止、新しい相談支援体制について、教育と福祉の連携について)
- ・第三期障害福祉計画策定に当たり、議論した課題をまとめる

### 第4期

(平成25,26年度)

- ・障害者の就労支援における現状と課題
- ・障害福祉計画の進捗状況把握と検討、助言

### 第5期

(平成27,28年度)

- ・安心して暮らし続けられる地域づくり
- ・差別解消支援地域会議の設置

### 第6期

(平成29,30年度)

- ・障害福祉計画への意見反映強化
- ・高齢分野との連携強化
- ・働きサポート部会の新設

## 第7期 (令和元;2年度)

- 「意思決定支援」についての取り組みの共有、意見交換
- 高齢障害連携部会の新設
- 新型コロナウイルスへの対応、各現場の現状と課題の共有
- 地域生活支援拠点の整備に向けて意見交換

# <第7期の取り組みについて>

## ①「意思決定支援」について

→実際の支援の中で取り組んでいる事等を、それぞれの立場から出してもらい共有。  
当事者にも検討に参加してもらいながら、より具体的な取り組みについても今後も検討していく方向。

## ②高齡障害連携部会の新設

→障害者の高齡化の問題が課題として挙がってくる中、第6期より高齡分野から委員が参加。  
準備会を経て、令和元年12月に専門部会として発足。

## ③新型コロナへの対応、現状と課題の共有

→それぞれの相談支援等の現場での対応や、現状で困っている事、工夫している事、行政に期待すること等をアンケートを実施。回答から出てきたキーワードを基に、今後具体的にできることを掘り下げて検討、整理していく。

## ④シンポジウムの継続開催

→地域へ協議会の周知や情報発信を引き続き行った。令和2年度については、新型コロナの影響から、集まっての開催は行わず、協議会の活動を広く知ってもらう目的でパネルを作成、展示を実施。

## <地域自立支援協議会シンポジウム>

平成23年度

- ・講演「障害者総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の展望」
- ・地域における自立生活（暮らし）を考えるPD

平成24年度

- ・講演「新しい相談支援の仕組みと自立支援協議会」
- ・地域における自立生活（暮らし）を考えるPD

平成25年度

- ・講演「医療的ケアの変遷と今後の展望」
- ・医療的ケアを受けながら地域で生活する方たちによるPD

平成26年度

- ・講演「障害者権利条約と合理的配慮」
- ・働く障害のある方たちによるPD

平成27年度

- ・障害のある方たちによる自立生活を紹介するPD

平成28年度

- ・障害者に対する差別・合理的配慮をテーマに障害当事者によるPD

平成29年度

- ・地域移行をテーマに知的・精神障害の方たちによるPD

平成30年度

- ・地域で働き地域で暮らすをテーマに身体・知的障害の方たちによるPD



## <地域自立支援協議会シンポジウム>

令和元年度

- ・ 地域で自分らしく暮らすをテーマに精神・知的障害の方たちによるPD

令和2年度

- ・ パネル展示「杉並区地域自立支援協議会とは」本会、各部会の紹介

PD＝パネルディスカッション



### 変更点① 杉並福祉事務所の障害者福祉担当の窓口が移転

これまで杉並福祉事務所（荻窪・高円寺・高井戸）で受け付けていた障害者福祉の相談業務及び手続きを杉並区役所障害者施策課（区役所東棟1階）で行う。これに伴い、障害者施策課に「障害福祉サービス係」を新設し、障害福祉サービスの申請相談と併せて窓口を統合する。

＜（新設）障害福祉サービス係が対象とする主な相談内容一覧＞

- ・身体障害者手帳・愛の手帳に関する相談・手続き
- ・補装具費の支給に関する相談・申請
- ・自立支援医療（更生医療）の支給に関する相談・申請
- ・地域生活支援事業（日常生活用具・移動支援・日帰りショートステイ）に関する相談・申請
- ・障害福祉サービスに関する相談・申請

※「都営交通無料乗車券」の発行と「有料道路障害者割引」の申請（新規・更新・変更）の手続きは、引き続き杉並福祉事務所でも行う。

### 変更点② 杉並区基幹相談支援センターを設置

「杉並区基幹相談支援センター」をウェルファーム杉並（天沼3-19-16）に設置し、障害者相談支援の拠点として、主に相談支援機関のバックアップ（後方支援）を行う。

＜（新設）杉並区基幹相談支援センターの主な役割＞

- ・障害者に係る虐待防止（迅速な虐待対応）
- ・地域移行の促進
- ・地域自立支援協議会の運営
- ・特定相談支援事業所への専門的な助言、人材育成等
- ・緊急時の対応（地域生活支援拠点の中核的役割） 等

### 変更点③ 障害者虐待に関する相談・通報窓口が変更

障害者虐待に関する相談・通報窓口が、新設された「杉並区基幹相談支援センター」に変更。

「杉並区基幹相談支援センター 障害者虐待通報・届出専用電話」

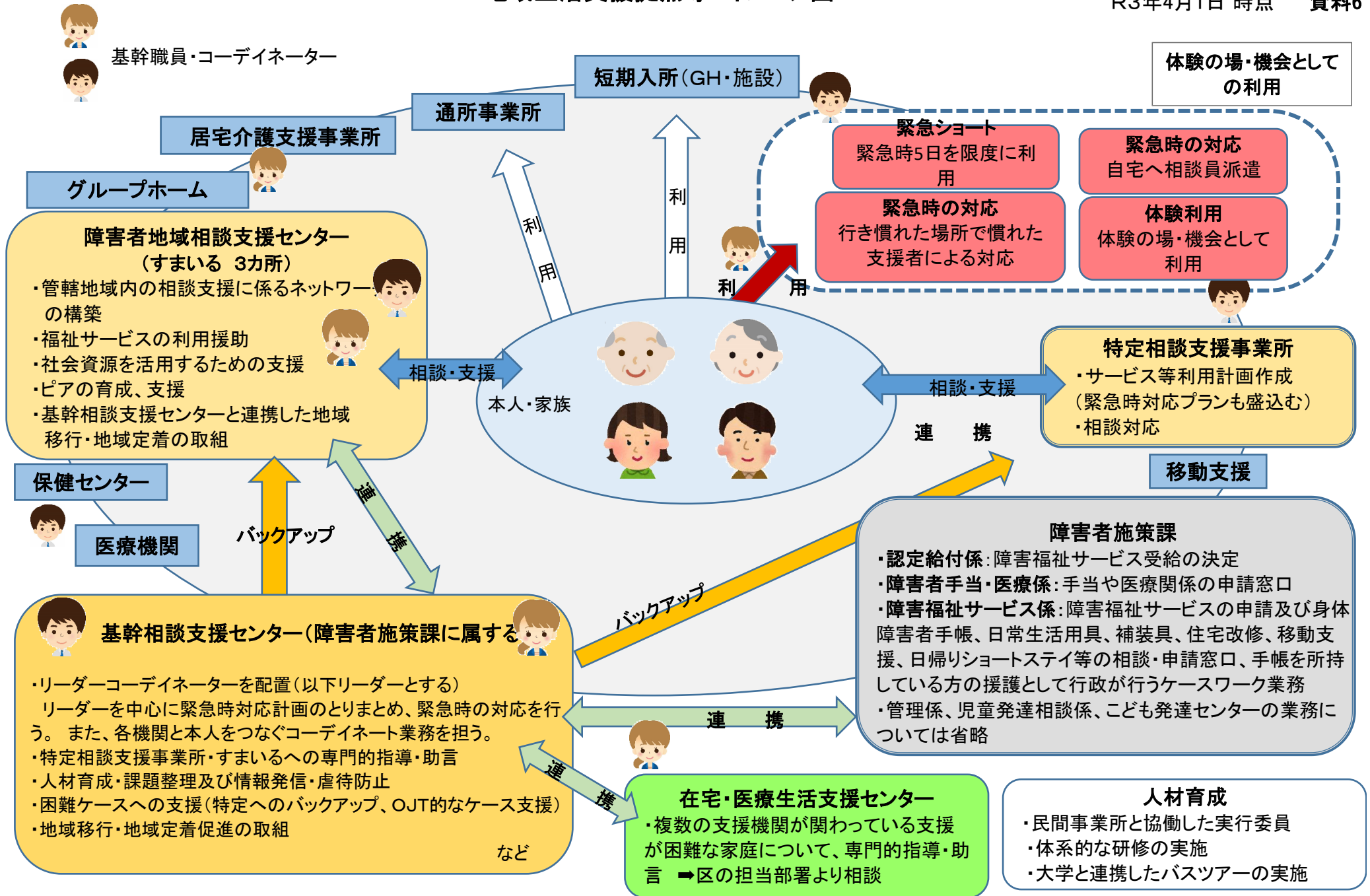
☎5335-7345

※障害者の生活に係る一般的な相談については、引き続き杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」が対応。

※障害者施策課障害者福祉係の窓口業務の変更はないが、障害者手当・医療係に名称変更。

# 地域生活支援拠点等 イメージ図

R3年4月1日 時点 資料6



## 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種について、ワクチンが徐々に供給されるため段階的に接種を開始する予定です。まずは、先行して 65 歳以上の方へ新型コロナワクチン接種のクーポン券(接種券)の発送が開始しています。予約方法はインターネット予約または電話予約です

### クーポン発送時、視覚・聴覚障害者への対応について

●聴覚障害者でインターネットでの申込が難しい方や、代理で電話をかける支援が得られない方などには、障害者施策課(FAX 03-3312-8808)で、予約手続きの取り次ぎを FAX でいたします。

#### <障害者施策課の FAX による予約の流れ>

- 1 クーポンが届きましたら、ワクチン予約、氏名、年齢、住所、FAX 番号を記載の上、障害者施策課 FAX に送信してください。
- 2 区から、FAX にて専用の申込用紙(接種希望日を選択する)を、後日送付します。
- 3 希望の日時に○をつけて、申込用紙を障害者施策課 FAX に送信してください。
- 4 後日区から接種日時をご案内いたします。

●視覚障害者の一部の方には、杉並保健所からの郵便物であるとわかるよう点字シールを封筒に貼っています。

●視覚障害者でインターネットでの申込が難しい方や、代理で電話をかける支援が得られない方などには、すまいる3か所または杉並視覚障害者会館「杉並アイプラザ」で予約の代読を行い、障害者施策課(FAX 03-3312-8808)が、予約手続きの取り次ぎをいたします。

#### <すまいる、杉並アイプラザでの代読による予約の流れ>

- 1 クーポンが届きましたら、すまいる3か所、杉並アイプラザにクーポンを持参のうえ来所ください。
- 2 職員がワクチンの予約に必要な手続きを代行します。別紙に氏名、生年月日、住所、電話番号、クーポン番号を記載し障害者施策課 FAX 代行します。
- 3 区から、後日電話で接種予定日をご連絡し、都合が合えば予約完了です。

#### ●来所による代読・代行する施設

すまいる荻窪 所在地 荻窪5-20-1 電話 3391-1976

開設日 月、水～金曜 午前9時～午後7時(火曜は定休日)

すまいる高円寺 所在地 高円寺南2-24-18 電話 5306-6381

開設日 火曜～金曜日 午前9時～午後7時(月曜は定休日)

すまいる高井戸 所在地 高井戸東4-10-5 電話 3331-2510

開設日 月曜、水曜～金曜 午前9時～午後7時(第3週以外の火曜・第3月曜は定休日)

杉並区視覚障害者協会 所在地 南荻窪3-28-10杉並視覚障害者会館 電話 3333-3444

※予約開始当初はワクチン予約が殺到することが予測されます。どなたも一定期間お待ちいただくこととなりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

杉並区内指定特定相談支援事業所 管理者 様  
杉並区内指定障害児相談支援事業所 管理者 様

杉並区役所障害者施策課  
課長 山田 恵理子

### 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

杉並区では、基幹相談支援センターが正式にスタートした令和 3 年 4 月 1 日をもって、地域生活支援拠点が整備されたものとしています。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる 5 つの機能の一部を担う区内の相談支援事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う相談支援事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出ていただくことで、所定の加算を算定できることとしました。

また、機能強化型基本報酬の算定要件のうち、複数事業所による協働体制についても、拠点等の機能を担う事業所の届出が必要となります。

該当する事業所については、以下のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

#### 1 拠点等の 5 つの機能

##### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートやその他必要な相談支援を行う機能

##### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

##### (3) 体験の機会・場

病院や施設からの地域移行や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

##### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

##### (5) 地域の体制づくり

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### 2 届出により算定が可能になる加算

① 地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位/回
-------------------	----------

<p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算する。短期入所事業所への受け入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。</p>
<p>② <u>地域体制強化共同支援加算</u> 2,000単位/回</p> <p>拠点等における地域の体制づくりを強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行ったうえで、在宅での療養上必要な説明及び指導を協働して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合に算定。月1回を限度に加算。</p>

### 3 届出手続きについて

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の5つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- (2) 下記の届出書類を障害者施策課指導担当あてに提出してください。
  - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
  - ② 変更届出書
  - ③ 変更後の運営規程の写し

※届出事業所については、区のホームページ「の一まらいふ杉並」等で公表します。

### 4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、1(1)、(2)、(4)、(5)の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
  - (2) 1(1)の常時の連絡体制の確保については、当該事業所が事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯の利用者や家族と直接連絡できる体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することとします。単一の事業所での対応が困難な場合等については、基幹相談支援センター等との連携や役割分担について事前に確認を行うことを前提に、常時の連絡体制の確保に努めている場合も届出ることが可能です。
  - (3) 1(2)緊急時の受け入れ・対応については、対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じて短期入所等のサービスの利用調整を行うこととし、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行うこととします。基幹相談支援センターや短期入所事業所、医療機関等との連携や役割分担について、事前に確認を行うことを前提に、常時の連絡体制及び緊急支援体制の確保に努めている場合も届出ることが可能です。
  - (4) 1(4)については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に参加するなどにより、機能を担っていることとします。
  - (5) 1(5)については、地域自立支援協議会の本会や各部会等に参加するなどにより、機能を担っていると認めることとします。
- ※(2)(3)の「事前に確認を行う」ことについては、今後すすめていくこととなりますの

で、今後行っていく意思があるということで届出を可能とします。

## 5 複数事業所による協働体制の確保について

機能強化型基本報酬の算定要件のうち、複数事業所による協働体制の確保については、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (2) 協定を締結した事業所間で協働体制の要件を維持できているかについて、定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- (3) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。
- (4) 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週1回以上)に開催していること。
- (5) 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を確保していること。
- (6) 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (7) 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備していること。
- (8) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (9) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていること。
- (10) 1人の相談支援専門員の取扱い件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満であること。

※複数事業所による協働体制を確保することによる機能強化型基本報酬の届出については、「計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)」の提出が必要です。

※それぞれの要件を満たすことがわかる書類を添付してください。

## 6 その他

- (1) 上記の届出書等の提出先  
障害者施策課 指導担当：味田
- (2) 届出書等の提出〆切
  - ・令和3年4月1日から加算の算定を開始する場合 ⇒ 4月28日(水) 17時
  - ・令和3年5月1日から加算の算定を開始する場合 ⇒ 5月14日(金) 17時
  - ・令和3年6月1日以降に加算の算定を開始する場合 ⇒ 前月の15日まで

【問い合わせ先：杉並区役所障害者施策課】

<届出に関する事> 指導担当：味田 ☎03-3312-2111 内線 1154

<報酬の請求に関する事> 認定・給付係：十亀・高橋 ☎03-3312-2111 内線 1159

<地域生活支援拠点に関する事> 基幹相談支援係：池田 ☎03-5335-7672 (直通)



## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

杉並区長あて

届出者 所在地

事業者名

代表者名

印

杉並区の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更 <input type="checkbox"/> 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点 等として担う機能 ※	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり

※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも①②④⑤の機能を担う必要があります。

令和3年4月27日  
障害者施策課作成

## 杉並区地域生活支援拠点における緊急時対応について

基幹相談支援センターが正式にスタートした令和3年4月1日をもって、区では地域生活支援拠点が整備されたものとしています。その拠点機能の推進にあたり、区では基幹相談支援センターを中心に、以下の緊急時対応を令和3年7月から行う予定です。

なお、この緊急時対応については、障害福祉サービス等報酬にかかる地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であるかどうかにかかわらず、区との契約を締結した事業者によるものとします。

### 1 目的

介護者が疾病や死亡等の理由で不在となった場合や、不在ではないが心身の状態から本人の介護を適切に行うことができないとき（認知症等の状態にある時）を「緊急時」とし、緊急時の対応が必要な方に「緊急時対応計画」を作成する。そして、その計画に基づき、「緊急時対応事業」に事前に登録・相談等しておくことで、緊急時に地域の支援者が連携して対応でき、また本人にとっても安心して支援が受けられるような具体的なしくみをつくる。

### 2 緊急時対応の概要

#### (1) 「緊急時対応計画」の作成

対象者	在宅の障害者で緊急時の対応が必要な方。ただし、当面は上記「緊急時」に単身等となり、在宅生活を継続することが困難な方から計画を作成する。
作成者	障害福祉サービスを利用している方は、担当している指定特定相談支援事業所。それ以外は、担当地区の杉並区障害者地域相談支援センターすまいる。
内容	作成者が別紙1の「緊急時対応計画」(別紙案を参照。今後試行実施による意見を踏まえて改定していく。)を作成し、緊急時に備える。

#### (2) 「緊急時対応事業」等の支援

##### ① 緊急時対応ショート

対象者	<p>あらかじめ区が「緊急時対応計画」を作成した区内に居住する在宅の障害者で、上記「緊急時」において緊急時の受け入れが必要で、以下を除く方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスを受託事業者以外で受けることが可能な方</li> <li>○感染性の疾患を有している方</li> <li>○介護が著しく困難と認められる方</li> <li>○その他疾病等のため入院治療を要する方</li> </ul>
-----	--

支援者	短期入所事業者で、緊急時対応ショートとして別途部屋を提供できる事業者 ○現在2施設で検討
内容	「緊急時対応計画」を作成した方で、緊急時対応ショートが必要な方については、事前に計画で策定した短期入所事業所において体験等を行い、緊急時にスムーズに短期入所(原則 4泊5日を上限)の利用ができるようにする。

※24時間安心サポート事業(緊急ショート)との主な区分け

既存の24時間安心サポート事業は、当面同じ支援内容で継続する。緊急時対応ショートとの主な違いについては、①事前登録(緊急時対応計画)を必要としないこと、②理由に、葬祭時に介護者不在になることを含むこと、③利用上限が今までどおり1泊ということ。受付は、令和3年6月までは今までどおり「すだち」とするが、7月以降「緊急ショートI(仮)」を開始した段階で、受付を基幹相談支援センターに移行する方向で検討中。

## ② 緊急時支援者派遣事業

対象者	上記①の緊急時対応ショートに同じ。
支援者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等事業者
内容	「緊急時対応計画」を作成した方で、「緊急時支援者派遣事業」が必要な方については、上記「緊急時」に、原則4泊5日以内を条件に事業受託者による支援者の派遣を受け、①緊急時対応計画に基づく食事、排泄、入浴等の介護 ②物品購入等のサービスの調整・手配・清算 ③医療機関、施設等への付き添い ④健康観察 ⑤介護者等との連絡 等を受けることができるもの。

※上記の他にも、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所との連携も図り、緊急時に向けた対応を行っていく。

## 3 具体的な運用

### <緊急時に備えた準備>

- ① 普段から、利用者と支援者で緊急時の体制について相談
- ② 支援者は「緊急時対応計画」作成が必要な方について、基幹相談支援センターと協議
- ③ 対象となりそうな方に向け、基幹相談支援センターと支援者が「緊急時対応計画」について案内
- ④ すでに障害福祉サービスを利用中で、サービス等利用計画を作成している方は、担当している指定特定相談支援事業所、それ以外の方は、障害者地域相談支援センターすまいるにて「緊急時対応計画」作成
- ⑤ 計画作成時において、「緊急時対応ショート」や「緊急時対応支援者派遣」が必要な方は「緊急時対応計画」に内容を盛り込み「障害者緊急時受け入れ・対応事前登録申請書」を提出。特に「緊急時ショート」の利用希望のある方は、体験等を行い緊急時に備える。

### < 緊急時の対応 >

- ① 「緊急時対応計画」作成利用者の場合は②へ。利用者でない場合は、24 時間安心サポート事業等を検討。
- ② 「緊急時対応計画」作成利用者については、「緊急時対応計画」に基づき緊急対応を行う。「緊急時対応ショート」や「緊急時対応支援者派遣」の利用が「緊急時対応計画」に盛り込まれている場合には、事業を利用して緊急対応を行う。
- ※計画作成利用者も 24 時間安心サポート事業の利用は可。いずれのサービスを利用するかは、今後具体的な対応事例を踏まえ関係者で調整していく。

### 4 委託料等の支払い

以下の契約を区と締結することで、区が委託料を支払う。(金額は未定)。

委託契約	支払項目
緊急時対応計画作成事業委託 【基本契約】	急時対応計画新規作成費 (件) 緊急時対応計画更新時作成費 (件、1 年間毎)
緊急時受入れ・対応(緊急ショート仮称) 事業委託 【単価契約】	○緊急ショート受け入れ枠確保費 (月) ○ケース会議等対応加算費 (回) ○アセスメント加算 (回) ○緊急時対応加算 (回) ○重度加算(区分3以上) (回) ※短期入所は報酬で対応
緊急時受入れ・対応(支援者派遣) 事業委託 【基本契約】	○緊急時支援者派遣費 (日) ※居宅等報酬対応ができる場合は報酬 ○ケース会議等対応加算費 (回) ○アセスメント加算 (回) ○緊急時対応加算 (回) ○重度加算(区分3以上) (回) ○緊急時対応支援の場の確保/日中活動施設等 (日)

### 5 今後のスケジュール

- 5 月 緊急時対応計画作成対象者の選定
- 5～6 月 試行での「緊急時対応計画」の作成  
緊急時対応計画事業の契約  
緊急時対応・受入事業 (緊急時対応ショート・緊急時対応支援者派遣) の契約
- 7 月 運用開始

# 緊急時対応計画書

作成日		担当	
事業所名		連絡先	

フリガナ		性別		生年月日		( 歳 )
氏名						
住所	杉並区	丁目	番	号		
日中連絡先		緊急時連絡先				

## 障害の状況

身体障害者手帳		障害名 又は 疾病名	
愛の手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
障害支援区分		認定有効期間	
介護保険(要介護認定)		認定有効期間	
		所得区分・障害福祉サービス	
		障害基礎年金	

## 生活の状況

日中活動		⇒具体的に	
居住形態		⇒具体的に	
生活歴 ※成育歴や 生活状況			

## 医療の状況 ※通院頻度等

主治医情報		その他通院状況 ※受診歴等を含む。
医療機関名		
診療科目(通院頻度)		
担当医名		
病名・診断名		

## 介護の状況

家族・介護者	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	同居別居	介護対応主…◎	主たる生計者	就労状況	備考 (職業、健康状態、支援状況等)

## 支援関係者 ※本人の関係機関・事業所名、担当者名、役割等

## 障害福祉サービス

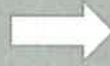
サービス内容	申請内容	今回支給量	前回支給量
		/月	/月
		/月	/月
		/月	/月
		/月	/月

## 本人状況 ※ADLや本人の様子が分かる情報

## 障害福祉サービスが必要な理由

--	--

【計画作成日】



【見直しの時期】

	具体的な内容・プラン	備考
想定される緊急時		
緊急時に想定される困りごと	(案)	
緊急時に困らない 為に日ごろから準備しておくこと		
緊急時の具体的な 対応		
緊急時対応後の 具体的な対応		

本人の希望

家族の希望

緊急時の連絡

【生活状況票】案

資料8-5

記入年月日

令和 年 月 日

記入者:

【基本情報】

フリガナ 対象者氏名	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日	
緊急連絡先	☎( )-( )-( ) 続柄:( )	
障害者手帳	身体障害者手帳( )級・愛の手帳( )度・精神保健福祉手帳( )級	
障害名	平熱( )℃	
通所・相談先	日中通所先( ) 相談支援事業所( )	
緊急連絡先(医療面)	医療機関( ) ☎( )	

【健康面について】

既往歴	* 過去にかかった病気または行った手術について	
アレルギー	<input type="checkbox"/> あり ———▶ *どんなアレルギーですか [ ] <input type="checkbox"/> なし	
現在の健康状況	* 現在通院されている病気はありますか <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	疾患名	
	かかりつけ医	
	内服薬	朝食(前後)( ) 昼食(前後)( ) 夕食(前後)( ) 就寝前 ( )
内服方法	<input type="checkbox"/> 自分で飲む <input type="checkbox"/> スプーンに乗せて飲む <input type="checkbox"/> 水に溶かして飲む <input type="checkbox"/> その他( )	
てんかん発作	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 頻度 <input type="checkbox"/> 1日 <input type="checkbox"/> 1カ月 <input type="checkbox"/> 1年 に ( )回	
	前兆・状態	
	発作時の対応	

【生活面について①】

食事	<input type="checkbox"/> 自分で食べる	<input type="checkbox"/> 全部援助・介助が必要
	<input type="checkbox"/> 一部援助・介助が必要( )	
	<input type="checkbox"/> その他( )	
食形態	<input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 刻み食 <input type="checkbox"/> やわらか食 <input type="checkbox"/> ペースト食 その他( )	
入浴 シャワー	<input type="checkbox"/> 1人で洗える	<input type="checkbox"/> 全部援助・介助が必要
	<input type="checkbox"/> 一部援助・介助が必要( )	
	<input type="checkbox"/> その他( )	
排泄	<input type="checkbox"/> 便意の合図が ある ・ なし (ある場合の方法: )	
	<input type="checkbox"/> 自分で行く	<input type="checkbox"/> 時間を決めて誘導する
	<input type="checkbox"/> オムツを使用	<input type="checkbox"/> その他( )
衣服の着脱	<input type="checkbox"/> 自分で脱ぎ着できる	<input type="checkbox"/> 全部援助・介助が必要
	<input type="checkbox"/> 一部援助・介助が必要( )	
	<input type="checkbox"/> その他( )	

→裏面の記載もお願いします

睡眠	<input type="checkbox"/> 自分で寝返りができる <input type="checkbox"/> 体位交換する必要がある(    分に1回 ・    時間に1回) <input type="checkbox"/> 睡眠時の態勢⇒仰向け・横向き(右・左)・うつ伏せ・その他(    ) <input type="checkbox"/> その他(    ) * 睡眠の際配慮が必要なことがあれば教えてください(例:明かりの有無、声かけが必要など) (    )
* 女性の方のみ 生理	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 手当について <input type="checkbox"/> 自分でするが援助は必要 <input type="checkbox"/> 全面的に支援が必要 <input type="checkbox"/> その他

【生活面について②】

移動	<input type="checkbox"/> 自力で可能 <input type="checkbox"/> 全部援助・介助が必要 <input type="checkbox"/> 一部援助・介助が必要(    ) <input type="checkbox"/> その他(    )
習慣	* 家で過ごす際の配慮や習慣、過ごし方を教えてください。
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 発語にて表現する <input type="checkbox"/> 身ぶり行動で表現する <input type="checkbox"/> その他(    ) * 言語の理解について <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 一部理解(    )

【特性について】

\* 本人が落ち着くものがあれば教えてください

◎ 行動特性のある方のみご記入ください

<input type="checkbox"/> 自傷(自分で自分の体の一部を傷つける行為) <input type="checkbox"/> 他害(他人に害を及ぼす行為) <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不潔行為 <input type="checkbox"/> 破衣 <input type="checkbox"/> パニック <input type="checkbox"/> こだわり <input type="checkbox"/> その他(    )
上記の特性についてお応えください。 <input type="checkbox"/> 内容  <input type="checkbox"/> きっかけとなる事・もの  <input type="checkbox"/> 止める時は

【緊急時の対応】

<input type="checkbox"/> 日中・夜間ともに、持病も含めて対応について相談し指示を仰ぐ医療機関がある 【医療機関名:    電話:    担当医師:
<input type="checkbox"/> 日中、持病も含めて対応について相談し指示を仰ぐ医療機関がある 【医療機関名:    電話:    担当医師:
<input type="checkbox"/> 指示を仰げる医療機関はない

【自由記載】

\* その他ご要望等ありましたらご記入ください



## 令和3年度 杉並区基幹相談支援センター事業計画

## 1 目的

杉並区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進、障害者虐待の通報等への対応、緊急時の対応などに係る業務を行うとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う各機能の充実に向け、障害のある方やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指した事業を行う。

## 2 人員体制

8名 <福祉（社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員）4名、保健師2名、事務2名>

## 3 主な事業内容

## (1) 総合的・専門的な相談支援の実施

○困難ケースの対応、相談支援事業所への助言及び同行支援などにより専門的な相談支援を行う。世帯全体への支援が必要な多機関が関わる困難ケースについては、必要に応じて、在宅医療・生活支援センターの包括支援担当と協力して対応する。

○初期相談やアウトリーチも含めた総合的な相談支援については、地域生活支援事業の障害者相談支援事業として「障害者地域相談支援センターすまいる（3か所）」に委託。

## (2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

○計画相談の質の向上

- ・相談支援専門員スキルアップ研修の開催（すぎなみ相談支援連絡会と共催）
- ・相談支援（基礎編・応用編）研修の開催（基幹相談支援センター主催）
- ・事例検討会の開催（基幹相談支援センター主催）
- ・特定相談支援事業所訪問 ⇒ 現状と課題の把握及び助言等（基幹相談支援センター）
- ・サービス等利用計画の評価の取組の検討

○地域自立支援協議会の運営

- ・本会：年4回
- ・相談支援部会：意思決定支援についての事例検討など（年3回を予定）
- ・専門部会：今期から「すまいる」が事務局に入る（計画部会以外の3部会）
  - ▶地域移行促進部会：地域移行をすすめるための仕組みづくり
  - ▶働きかたサポート部会：就労や就労を継続するために必要な支援
  - ▶高齢・障害連携部会：介護保険への移行期の課題整理と仕組みづくり
  - ▶計画部会：障害者計画の策定の年度にあたり協議会の意見を聴く場として開催
- ・シンポジウムの開催：実行委員会形式で企画運営

○障害者地域相談支援センターすまいる運営委託

- ・地域生活支援事業の障害者相談支援事業として運営を委託
- ・外部委員による運営状況の評価の仕組みの導入、試行実施
- ・すまいる連絡会の開催（隔月）

○特定相談支援事業所連絡会（年3回程度）

- ・区からの情報提供、課題の共有、情報交換 等

(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み

○精神科病院に長期入院している方の地域移行、退院支援

- ・地域移行促進部会と連携した退院支援の仕組みづくりとネットワーク構築
- ・退院支援会議の実施（区内保健センター、在宅医療・生活支援センターと連携）

○地域移行プレ相談事業（すまいるに委託）

- ・退院支援会議で対象者を選定、すまいるの職員(ピア相談員を含む)が地域移行プレ相談事業を実施

○活用型ショートステイ事業の実施

- ・2か所に委託（あおばケアセンター、ユトリロ）

○障害者施設入所者の地域移行

- ・障害者支援施設入所者の状況把握、地域移行の可能性等の調査の検討

(4) 権利擁護・虐待防止

○障害者虐待の通報等の対応、支援

- ・通報受理、事実確認調査、虐待認定の判断、支援の検討、報告書の作成 等
- ・障害者虐待防止のネットワーク構築

○障害者虐待防止研修の実施

○障害者虐待ケース検討会（弁護士や精神科医等の助言を受ける）

○成年後見制度の申立支援（区長申立）

(5) 緊急時の対応

- ・緊急時対応計画の作成
- ・緊急時対応計画に則った対応及び支援
- ・その他の緊急時の対応及び支援
- ・緊急時コーディネーター連絡会（すまいる&基幹）
- ・緊急時対応ショートステイ等の委託

4 その他

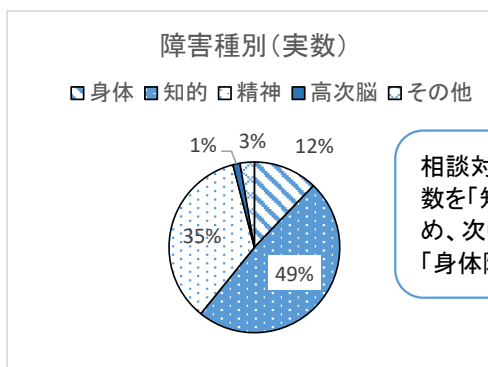
○地域生活支援拠点の整備に伴う各機能について、適切にその機能を果たせるよう、面的整備の充実を図っていく。

○相談対象者の基本属性

1 障害種別

	実数	延数
身体	9	28
知的	36	215
精神	26	55
高次脳	1	9
その他	2	3
計	74	310

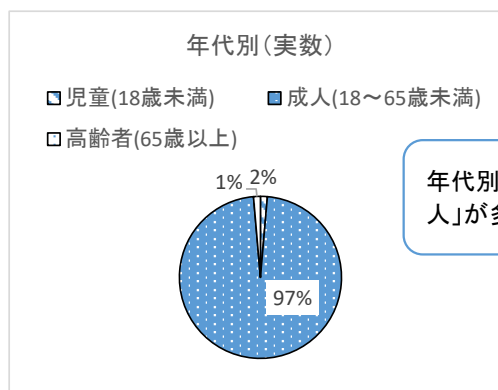
※不明を含む



相談対象者(実数)は半数を「知的障害」が占め、次いで「精神障害」、「身体障害」が多かった。

2 年代別

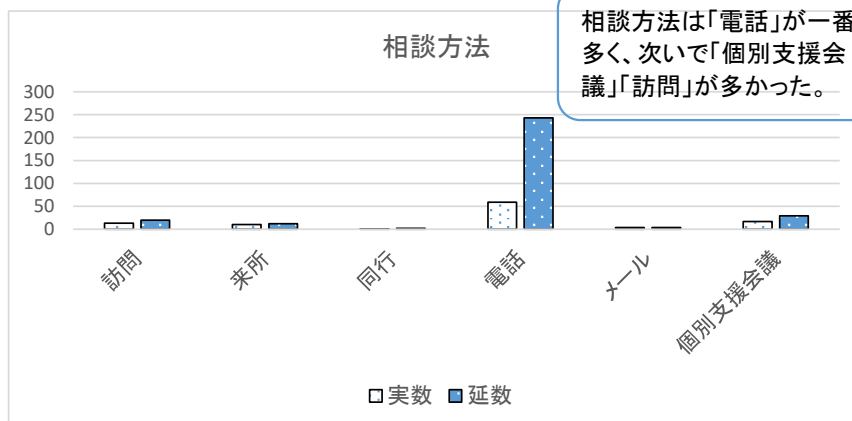
	実数	延数
児童(18歳未満)	1	4
成人(18~65歳未満)	71	303
高齢者(65歳以上)	1	3
計	73	310



年代別(実数)では、「成人」が多くを占めた。

○相談方法

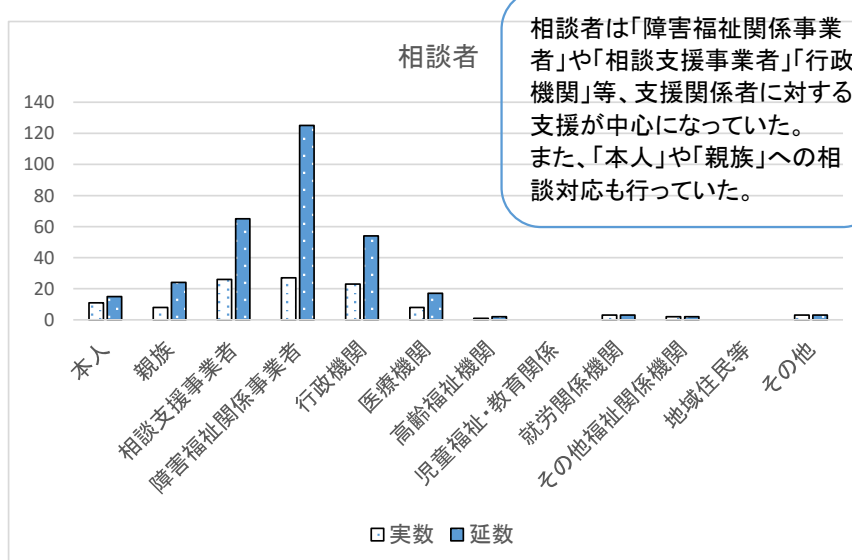
	実数	延数
訪問	13	20
来所	10	12
同行	1	2
電話	59	243
メール	4	4
個別支援会議	17	29
計	104	310



相談方法は「電話」が一番多く、次いで「個別支援会議」「訪問」が多かった。

○相談者

	実数	延数
本人	11	15
親族	8	24
相談支援事業者	26	65
障害福祉関係事業者	27	125
行政機関	23	54
医療機関	8	17
高齢福祉機関	1	2
児童福祉・教育関係	0	0
就労関係機関	3	3
その他福祉関係機関	2	2
地域住民等	0	0
その他	3	3
計	112	310



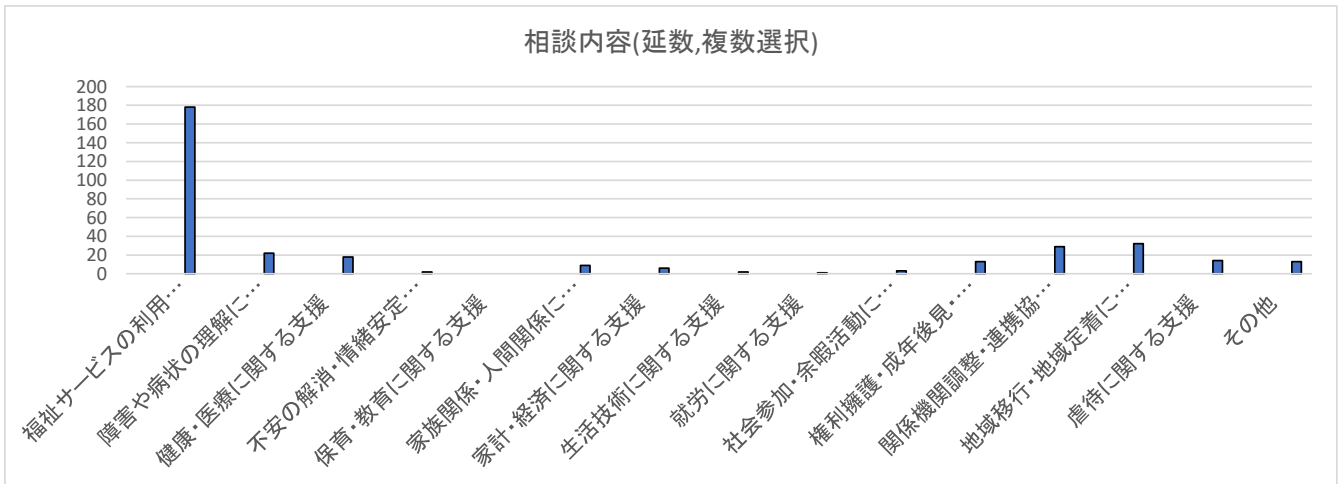
相談者は「障害福祉関係事業者」や「相談支援事業者」「行政機関」等、支援関係者に対する支援が中心になっていた。また、「本人」や「親族」への相談対応も行っていった。

○相談内容(延数、複数選択)

福祉サービスの利用等に関する支援	178
障害や病状の理解に関する支援	22
健康・医療に関する支援	18
不安の解消・情緒安定に関する支援	2
保育・教育に関する支援	0
家族関係・人間関係に関する支援	9
家計・経済に関する支援	6
生活技術に関する支援	2
就労に関する支援	1
社会参加・余暇活動に関する支援	3
権利擁護・成年後見・差別・合理的配慮に関する支援	13
関係機関調整・連携協力体制づくりに関する支援	29
地域移行・地域定着に関する支援	32
虐待に関する支援	14
その他	13
計	342

相談内容(延数,複数選択)は、「福祉サービスの利用等に関する支援」が多くを占めた。次いで「地域移行・地域定着に関する支援」、「関係機関調整・連携協力体制づくりに関する支援」が多かった。数は少ないが、「虐待に関する支援」等、緊急性や困難性が高い支援も行っていた。

相談内容(延数,複数選択)



○対応方法

	実数	延数
説明・助言・情報提供	27	38
状況確認・報告	51	101
傾聴	3	4
支援内容等調整	12	16
支援方針検討	22	40
直接介入・直接支援	1	3
緊急対応	2	99
困難ケース対応	6	9
計	124	310

対応方法では、「説明・助言・情報提供」が実数・延数ともに一番多かった。実数は、次いで「状況確認・報告」が多かったが、延数では「緊急対応」が多かった。数件の事例だが、緊急性が高く、密度の濃い支援が必要であったと考えられた。

対応方法

